

水戸地方裁判所委員会（第11回）議事概要

- 1 開催日時 平成19年11月21日（水）午後1時30分～午後4時
- 2 開催場所 水戸地方裁判所大会議室
- 3 出席者 （委員）
荒木真人，小田部卓，春日偉知郎，加藤新太郎，河村潤治，紙屋克子，小鷹美代子，志田博文，寺崎久哲，野口芳男，真山淑枝，横田由美子，渡邊昭（敬称略）
（事務局等）
萩原篤志事務局長，中野正男民事首席書記官，
繁田隆志刑事首席書記官，長瀬光信事務局次長，
田中正明民事次席書記官，吉川哲明刑事次席書記官，
柳谷守昭総務課長，竹村彰修総務課課長補佐

4 議事概要

■ 全体概要

- ア 平成19年8月1日付けで任命された新任委員（小田部卓，春日偉知郎，紙屋克子，寺崎久哲，真山淑枝，横田由美子）から自己紹介が行われた。
- イ 平成19年8月1日以前から任命されている委員（荒木真人，河村潤治，小鷹美代子，志田博文，野口芳男，渡邊昭）からも自己紹介が行われた。
- ウ 「茨城の地域における企業経営の立場から見たリーガルサービスの現状と課題 - 労使関係の問題を中心として」について，野口委員からプレゼンテーションが行われた。プレゼンテーションの要旨は，「様々な労使関係の問題が生じており，それに対しては，おおむね適切な対応がされているが，それ以前の問題とし，経営者としては，契約遵守，法令順守，倫理，道徳，社会的責任を重んじることが重要ではないか」というものであった。これを基にして意見交換が行われた。

エ 水戸地方・家庭裁判所庁舎の柵の色を、茨城県のシンボルカラーである「いばらきブルー」に塗り替えることの是非について、加藤委員長から委員会に対し、その意図及び経過の説明があり、意見交換が行われた。

オ 事務局からの裁判員制度に関する広報行事実施報告

- ・ NHKでテレビ放映された次の2点の広報行事について、放映番組を録画したビデオを上映することにより、委員会に報告した。

- 1 本庁で行った「裁判所親子見学ツアー（8月21日実施）」について

- 2 本庁（10月2日及び3日）、土浦支部（10月25日）及び下妻支部（10月23日）で実施した、法の日週間行事「裁判所ガイドツアー」について

カ 刑事部からの裁判員制度の準備状況報告

- ・ 茨城県経営者協会から紹介を受けた企業のほか、農協、漁協などの団体を訪問して、業種、業態、職種ごとに裁判員制度に参加するために障害となる具体的事由を調査するとともに、模擬選任手続、模擬評議等の手続の協力を依頼している。

その中で、裁判員制度に対する疑問、不安についての質問に答える形で、対話型広報・双方向型広報を展開している。

さらに、収集したデータについて、辞退事由の判断基準を検討するため活用を図っている。

■ 意見交換の概要

ア リーガルサービスの現状と課題について

- ・ 裁判所における労働関係の紛争には、地裁の民事事件では、解雇による地位確認、未払賃金の請求などが多い。簡裁の民事事件では、少額訴訟手続や調停による解決を求めてくる事例もある。労働審判手続は、平成19年10月末現在で5件、平成18年は8件の申立てがあったが、整理解雇は、原則3回の手続で行う労働審判手続には、馴染まないと思う。

- ・ 顧問会社から労働関係について相談を受けることはあるが、訴訟にまでなるケースはあまり経験がない。
- ・ 未払賃金の調停事件に立ち会ったことがある。少額訴訟や調停は、労使の紛争解決手段として利用されているほうではないか。
- ・ ここ約10年くらいで社会の変化等もあり、労使の関係も大きく変容してきているのではないか。
- ・ 確かに労働者の働き方や意識も変わってきた。これに使用者がどう対応していくかということが課題ではないか。
- ・ 非正規社員が多くを占めているというのが今日の日本の企業の雇用の現状であるが、これに見合った労使関係の対応が、まだ十分にできていないように思われる。
- ・ 個別労働紛争の原因の一つとして、経営者側の労働基準法等の勉強不足ということもあるのではないか。
- ・ 労働者側が、労働環境の改善について、労組に訴えることもなく、また、個人として要求することもなく、上部組織や行政等が動くのを受け身で待っていることが多いのではないかと感じられる。背景には、労組がうまく機能していないこと、労働者に相談する相手がおらず、個々で孤立化している傾向があること等が考えられるのではないか。
- ・ 倒産している会社が多くなっているわりには、茨城県ではあまり労働基準法に違反するような事件はみられない。
- ・ 企業の不祥事を刑事関係で処分するのではなく、行政が監視を充実する時代が来ているのかもしれない。
- ・ 一般的に、訴えを起こすのはごく一部の人であり、しかも、訴えを起こしていない人の方がむしろ深刻な状況で、本当に救済されるべき人が救済されていない場合が多々見受けられる。
- ・ 企業の社会的責任や企業の体質も問題の背景にあるように思う。

- ・ 社会全体が緩み放しになってきているのではないか。職業倫理がなく、企業が法を守るシステムができていないのではないか。
- ・ 連日頭を下げている企業の報道をみるが、メディアにも問題はないか。
- ・ 労働審判手続は、労働者側と使用者側の審判員がいるが、自分の側に有利な意見を述べるということではなく、公平な目で意見を述べている。大変意義ある手続が施行されたと感じる。

イ 水戸地方・家庭裁判所庁舎の柵の塗り替えについて

- ・ 塗り替えについては、賛成が多数であったが、反対、その中間の意見も表明された。
- ・ 「いばらきブルー」に塗り替えようという裁判所の意図が、「地域に根差し、県民の身近にある存在でありたい」というものであることは評価できる。
- ・ 「いばらきブルー」の柵の色が、歴史と文化の街である水戸市の景観を損なうことはないと思う。
- ・ 実際に見てわかるように、パソコン等を使用してシミュレーションし、検討するのはどうか。
- ・ 県のシンボルカラーである「いばらきブルー」の色で良いと思う。青色は心理学的にも気持ちを鎮め、心を穏やかにする色であり、むしろ裁判所にふさわしい。
- ・ 街並みと調和するかどうか慎重に検討する必要があるのではないか。
- ・ 景観と調和するかどうかは、主観的な問題もあり、個人によって評価が分かれるのではないか。
- ・ 裁判所は「いばらきブルー」の柵の建物だということが周知されれば、その存在が分かりやすくなる効用がある。
- ・ 裁判所の責任で塗り替えれば良いと思う。それでどうしても違和感があるということであれば、また塗り直せば良いのではないか。

- ・ 濃い色が景観に合わないというのであれば、より中間的な淡い色は考えられないか。

5 次回期日

■ 平成20年5月14日(水)午後1時30分から

■ 次回意見交換テーマ

ア マスコミから見た茨城県の現状と課題

イ その他